会報

第 9 号
2014 年
5 月 21 日

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会
◇事務局　千代田区労働組合協議会
101-0051 千代田区神田神保町 3-2　ｻﾝﾗｲﾄﾋﾞﾙ 7F
T:03-3264-2905　F:03-3264-2906　chyda-kr@f8.dion.ne.jp

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会は、５月６日、札幌・北海道大学構内で、一時帰国している秋間美江子さんの出席を得て「秘密保護法廃棄と宮澤弘幸の名誉回復を求める市民のつどい」を開催、翌７日、秋間さんと本会は、三上隆・北海道大学副学長と会い、宮澤弘幸の名誉回復を求めました。

「つどい」では、87 歳の秋間美江子さんが、73 年間にわたって「スパイ家族」とされてきた苦しみと怒りを語り、秘密保護法への危機感を訴えました。北大との話し合いでは、北大は宮澤・レーン事件が冤罪事件だと認識していることを明言し、これを風化させないために「宮澤賞」を創設すると提起しました。秋間さんと本会は、冤罪認識を明言したことを評価し、その上で改めて戦時下の北海道帝国大学が宮澤弘幸を守らず学問・教育の府にあるまじき不当な処置をとったことに対する謝罪を求めました。また「心の会の碑」（仮称）の建立にかかる敷地の提供を求めました。だが、これらには明確な回答に至りませんでした。

「つどい」の成功と、「宮澤賞」提起は、約１年半にわたる真相を広め、秘密保護法に反対する運動の確かな成果です。これを基に北大の責任明確化と秘密保護法廃棄運動をさらに発展させていきたいと考えます。

「スパイの家族」の苦しみ訴える　5.6 つどい

「私のような悲しい家族を二度と作らないでください」――。2 月 22 日、宮澤弘幸が眠る東京新宿・常圓寺で開かれた「宮澤弘幸追悼・顕彰のつどい」の前日に帰国した秋間美江子さんは、毎日放送ラジオ、毎日新聞等の取材のすべてに応じて、涙を浮かべて訴え続けています。この日も時に絶句しながら、兄の悲惨と「スパイの家族」の苦しみを訴えました。そして、「秘密保護法を廃止させるためなら、国会前で座り込みます」と決意を語っています。秋間美江子さんの熱い決意に応える運動を起しましょう。（詳細は２面に）

5.7 北大交渉　冤罪認め「宮澤賞」創設を提起

北大との話し合い（交渉）は７日午後２時から、同学内でおこなわれました。昨年２月、初めて宮澤弘幸の名誉回復と謝罪を申し入れた際の、物置部屋同然での対応に比べると大きな一歩前進ですが、なお不十分な姿勢と回答に止まっています。

北大は、「真理に立つ自主・独立の自修心」の涵養を目指す学問の府、教育の府として、さらに一歩踏み込み、宮澤・レーン事件に対する責任明確化と総括をすべきです。

（詳細は４面に）

冤罪の残酷…会場に響く秋間さんの訴え

5.6 つどい

「『スパイの家族』の苦しみと怒り―秋間美江子さんの訴えを聞く」のスローガンのもと、宮澤弘幸の母校である北大構内・北大学術交流会館で、５月６日午後１時から『秘密保護法廃棄と宮澤弘幸の名誉回復を求める市民の集い』を開きました。

連休の真っただ中でしたが、市民、北大ＯＢら 240 人が参加、用意した 200 人分の資料は完配となり、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件―引き裂かれた青春」パンレット 140 部も完売となりました。奥井登代幹事の司会で、ビデオ「レーン・宮澤事件―もうひとつの 12 月８日」の上映からプログラムに入りました。

山野井代表が活動経過を報告

次いで、山野井孝有・本会代表が「真相を広める会」結成以降の活動経過を次のように報告しました。

2012 年 10 月、秋間美江子さんは宮澤弘幸の遺品アルバムを北大に寄贈した際、兄の名誉回復と謝罪を求めた。そして翌年１月、北大への要求と共に「スパイ冤罪事件」の真相を広め、自民党が画策している秘密保全法を阻止するために「真相を広める会」を結成した。以来今日まで、宮澤・レーン事件の真相を一人でも多くの方々に知ってもらうためにパンフレットを発行し、北海道と東京で真相を知らせ、秘密保全法阻止のためにさまざまな活動を展開してきた。

しかし昨年 12 月 6 日、自民・公明は秘密保護法を強行成立させた。これに怒りを込め、毎月 6 日には、全国で秘密保護法廃止の行動が組織されている。今日、宮澤弘幸の無念がこもるここ北大構内に、超満員のみなさんが結集したことは大きな意義がある。

続いて秋間さんを紹介、秋間さんは山野井代表と対談する形で、「スパイの家族」の苦しみと怒りを語りました。（秋間さんが訴えた内容は３㌻）。

秋間さんの訴えは、予定された時間を 40 分もオーバーしましたが、会場からの秋間さんに対しての質問もあとを絶たず、真剣に聞き入っていました。

齋藤耕・弁護士が問題提起

続いて「秘密保護法施行阻止から廃棄への運動」と題して北海道憲法会議事務局長・斎藤耕弁護士が次のように講演しました。

特定秘密保護法の廃棄にむけた問題提起という形でお話ししたい。まず強行採決された秘密法の前に戦前の軍機保護法について述べます。

この法律は 1899（明治 32）年に制定された。この年は日清戦争が終わり日露戦争へと進もうとしていた時期にあたる。既に陸海軍刑法など戦時における軍人を対象としたスパイを罰する法律はあったが、平時に防止するには不十分とされていた。そこで 1899 年、平時にも未遂罪を含め広く適用できる法律として軍機保護法が作られた。さらに 1937 年には抜本改定され適用範囲が広げられ罰条が強化された。

これによれば、「軍事上の秘密」は陸軍大臣または海軍大臣が定め、これを探知した者、漏らした者は厳罰に付されることになった。

ただ、この法律の改定にあたっては、当時の帝国議会は「臣民（国民）の権利が侵害されるのではないか、人権侵害が起きる恐れがある」と繰り返し質され、陸軍省、海軍省、司法省からなる政府答弁は「そんなことはない」と否定し、最終的には「本法に於いて保護する軍事上の秘密とは不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て政府は本法の運用に当たりては須らく軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」との付帯決議を付けて原案可決となった。不法に取得した者のみ処罰するということだ。

この４年後の 1941 年に「レーン・宮澤事件」が起き、付帯決議は無視され、冤罪事件として今日に引き継がれている。いま秘密保護法の強行採決、集団自衛権の解釈改憲などのほか「通信傍受法」「共謀罪」などの危険な動きも現れている。アメリカと一緒になって戦争をするという、そのための準備であり、悪法は絶対許

秋間美江子さんの訴え

（山野井孝有代表との一問一答を要約）

＜宮澤弘幸さんが検挙されたことを知ったのは＞父母は 12 月 8 日に兄が検挙されたことを札幌からの電話で知ってすぐに札幌に行きました。東京の自宅でもある日、私が学校から帰ってきた午後 3 時ころ、恐ろしい感じの黒いコートを着た数人が土足で二階の兄の部屋に上がり、長い棒で天井を突き、本やレコードを引き出し壊していきました。後でそれは特高警察だと知りました。人生で初めてのことでした。

私も悲しみましたが、両親は体が半分に萎んでしまった感じでした。自分の子どもがスパイと言われたらどうですか。私はいろんな人から足元に石を投げられました。スパイの妹であったからだと思います。両親はもっと怖い思いをしたのだと信じます。

＜宮澤さんが 12 月 8 日の朝、特高に検挙された時の様子はどうでしたか＞　上田先生からも同じ質問を受けました。釈放されて 1 年半くらい経った時、しゃべれるようになった兄に、クリスマスの間際に、何でスパイにされたのと聞きました。兄は、「朝 7 時にニュースを聞いた。7 時 20 分からのクラスがあったが、その前にレーン先生の家に行って、『今、日米が戦争状態に入ったと聞きました。でもそれは国と国のことで自分たちと先生の間のことではない。でももしかしたらアメリカ籍の先生は、これから大変なことがあるかも知れない。その時は何でも自分に言ってください』って言いに行っただけだよ。それは悪いことではないだろう」と。そしてレーン先生宅を出たとたん、突然 8 人か 9 人出てきたらしいです。

＜網走刑務所での面会＞　ガラスが入った小さな窓から兄の眼を見た母は「ヒロちゃんが生きている」と独り言を言うだけでした。家から何十時間もかけて行った先でできるのは、それだけなんです。生きていることを知ることができただけです。

＜宮澤さんは釈放された後、蟹を食べなかったと言いますが＞　釈放されてようやく歩けるようになった頃、兄は蟹が好きだったから食べに行くことになりました。ところが「蟹は嫌いだ」というのです。あとで蟹刑に遭っていたからと知りました。それほど残酷だったのです。私はそういう兄を持っていました。悲しい思いをするのを止めるのは、あなた方しかできないんです。頑張ってくださいね。秘密保護法はぜひ、ぜひ、ぜひ破壊されることを。お願いします（拍手）。

＜宮澤さんが網走から宮城刑務所に移送され、戦後釈放された時はどうでしたか＞母から「挨拶してきなさい」と言われて、兄が寝ている部屋に行きました。ところが布団はあるのですが兄はいないんです。そこで布団をまくったところ、そこには兄ではなく骸骨のような人がいました。本当に骨ばかりでした。その兄を見た時、本当にびっくりしました。

＜秋間さんと一緒に高木敏子さん（児童文学作家・東京大空襲を描いた「ガラスのうさぎ」の著者）にお会いした時、高木さんは「憲法 9 条改悪が国会に提案されたら、国会に座り込みますよ」とおっしゃり、秋間さんは「スパイ防止法が上程されたら街頭に立ちます」と言いました。そして今、秘密保護法を廃止させるためには国会前で座り込みをしたいと言っています。秋間さんはその覚悟を持っています＞　私は日本の地図をよく見ます。これまで北海道の地図では一番先に網走の地名が目に入ります。今日からは札幌という字を最初に見ると思います。みなさん、頑張ってくださいね（拍手）。

****

（1 面からつづく）さない、そのためには特定秘密保護法を破棄させるため、弁護士会としては街頭宣伝や各種集会への参加で訴えていることや今日の集会受付でも署名活動をおこなっている。秋間さんが最後に言われた「できることから行動をおこしていく」ということにぜひ集会に集まったみなさんと共に頑張り抜きたい。

来賓が連帯の挨拶

このあと、小笠原至・札幌弁護士会副会長と羽部朝男・北大教職員組合委員長が連帯の挨拶。羽部委員長は「秘密法廃棄に向けての勉強会や街頭宣伝行動、署名活動を行い、対外的に訴えていく」「北大教組として、この問題を真摯にとらえ、宮澤さんの名誉回復はもちろんのこと、冤罪を当局に認めさせる行動を今後とも強めていく」と決意を表明しました。

北大は「宮澤賞」を提起し、「真相を広める会」も同意しました。しかし冤罪事件を風化させず、冤罪を闘い抜いた宮澤弘幸らを顕彰するには、不屈の宮澤弘幸を培った地に、顕彰碑を建てることが大事です。

この観点から、「集い」に於いても広く賛同を提起しました。幸先よく、この「心の会の碑」(仮称)建立運動では、その呼びかけ人に元北大総長を歴任されたお二人も入っておられます。

「心の会の碑」（仮称）建立運動を提起

集会では山本玉樹・本会代表がたち、あらかじめ幹事会で議論し用意した提起文書を読み上げ、集会参加者からの拍手による賛同を得ました。（別紙参照）。

最後に根岸正和・事務局次長が集会アピールを朗読・提案し、全員の拍手で採択されました。

集会は 3 時間 20 分という長時間となりましたが最後まで真剣な意見交換が行われ、翌 5 月 7 日午後 2 時から行われる北海道大学との交渉で「ぜひ前進回答させるようがんばって」の激励の声が会場いっぱいに広がっていました。

謝罪と建碑要求は継続

5.7 北大交渉

5 月 7 日午後 2 時から北海道大学との交渉が行われました。席上、三上隆・副学長は、我々の追及に対して「宮澤事件は冤罪である」ことを北大として明言し、宮澤弘幸を顕彰し、次代の学生にその精神を伝えるために「宮澤賞」（仮称）創設を提起しました。しかし冤罪にはめられた宮澤弘幸を守らず退学処置をとった非に対する謝罪の言葉も姿勢もみられませんでした。謝罪と建碑については引き続き要求していくことになります。以下、項目ごとにまとめた交渉要旨です。

【アルバム寄贈】

2012 年 10 月 24 日の宮澤弘幸遺品アルバムの寄贈に続いて、この日、秋間美江子さんは保管していた残りの 2 冊の遺品アルバムを寄贈しました。(写真＝右から二人目が三上隆・副学長)。

三上隆・副学長　大事な資料をありがとうございます。秋間さんのお気持ちを大切に、学内展示等で広く公開する中で、宮澤事件を歴史的な出来事として位置づけ、風化させないよう努めていきたいと考えます。

【「宮澤賞」創設】

（賞は、山口佳三・総長から秋間美江子さんへの手紙の中で提起、本会への手紙にも同文が添付されている。＝全文 6 ページに掲載）

山野井孝有・代表　去る 2 月 22 日、秋間さんに「宮澤賞」創設等を提起する手紙があり、本会にも添付いただいた。これは、これまでに会から渡した申入書等への回答の一部と解し、また北大としてかねて表明している「風化させない」取組みの一つとして理解し、秋間さんと共にお受けする。

副学長　総長名の秋間さん宛手紙では、宮澤事件を風化させることなく後世に伝えると約束している。新たに発見された資料等の解明は、井上高聡・文書館員が年報に「研究ノート」として掲載している。

また 12 年後の 2026 年の北大創基 150 年記念事業で発行する記念誌では、冤罪と指摘されていることも含めて北大の正史として位置付ける考えでいる。風化させない取組みの一環として、既に北大総合博物館では常設公開・展示を行ってきたが、4 月からは北大の百年記念会館でも別途展示コーナーを設けている。ここは学外からも誰でも入館・閲覧できるようになっている。将来、独立館となる予定の文書館には（宮澤事件の）コーナーを設ける予定である。

宮澤賞創設について説明する。本学には学部学生を学業面で表彰する制度が、大学全体と学部独自の二種あり、宮澤賞は前者だ。全体賞には 4 年間の成績優秀学生を卒業時に表彰するクラーク賞と、特定の科目等で優秀な成績を修め、かつ本学が目指している教育理念に相応しい学生に学年の早い時期に表彰し学業を奨励する賞があり、宮澤賞はこの後者に該当する。

宮澤賞は本学の現役の学生名を冠した賞としては初めてであり、今後毎年続ける。宮澤事件は冤罪であるということを重視し、これを直接伝えていくことは、事件を風化させることなく、宮澤君の名誉を守ることになると考えている。

山野井　昨年 2 月以降、申入書等で回答を求めている事項に対する回答はどうなっているか。

副学長　年報記載の井上説明で尽きていると考えるが、当時の状況で北大として何が出来たか、ということがある。いま秋間美江子さんへの手紙に書いたことを確実に実行することで果たせると考えている。大事なのは北大の歴史の中にどう位置付けるかであり、年報の「研究ノート」を基本に、冤罪であることを強調した正史にして後世に伝えていきたい。

山野井　宮澤賞は、単に語学優秀な「学生に対する奨励賞ではなく、冤罪を前提にして創設した賞であるとして理解してよいか。

副学長　毎年、学生に賞を贈る時は、冒頭に「宮澤・レーン事件」とは何であったかについて説明していくことになる。

【文書館年報「研究ノート」】

昨年 6 月に提示があった「退学願」など、北大が処置した文書等について解明・整理した内容を大学文書館助教・井上高聡氏が「研究ノート」として「北海道大学大学文書館年報」第 9 号に掲載したもの。詳細な分析・解明がなされているが、問題は大学の姿勢を示

す「おわりに」の部分。原文引用すると――

「大学が宮澤弘幸に関連して行った在学に関わる事務手続きには瑕疵はない。しかしながら、戦時中に在学生であった宮澤弘幸が不当に遇された際、大学は全く無力であった。この点について、大学は歴史的事実として銘記しなければならない。今後、大学は、大学の歴史の中に『宮澤・レーン事件』を位置付け、風化することがないよう努力することが必要である」

また個別解明で注目されるのは、①退学に関する手続きはすべて 1942 年 4 月 1 日付となっているが、実際に受理したのは 4 月 30 日以降 5 月 7 日までの間であり、4 月 1 日としたのは事務的処理のためと推測される。②1945 年 12 月 8 日付復学願は、その日付に戦時中に着せられた汚名を雪ぐ宮澤の強い意志が込められていると判断する――などの点。

年報での見解は大学見解に準じ、正史に明記

北明邦雄・幹事　「研究ノート」の表現では「冤罪事件と言われているが……」とあるが、「宮澤・レーン事件は冤罪である」と理解している、でよいか。

副学長　上田誠吉弁護士の著書が根拠だ。そういう理解、位置づけで結構だ。

井上　冤罪か否かは司法が決定することだが、上田弁護士の指摘を受け、「大学としては冤罪であると理解している」ということだ。

北明　「研究ノート」は井上高聡名だが、この内容は大学としての公式見解と理解してよいか。

副学長　年報では個人名だが、創基 150 年の正史には北海道大学の見解として位置付けられる。

北明　では大学見解に準じる、ということか。（副学長うなずく）

北明　「瑕疵はない」というが、死亡届の代筆問題については明らかに瑕疵だ。他にも事実としてはそうでない可能性があるのではないか。さらにしっかり事実関係を検証した上で 150 年の正史に書いて欲しい。

山野井　宮澤賞創設を機に戦争下という当時の状況の中で、大学がとった措置が良かったのかどうかについて、さらには大学として宮澤弘幸と両親に対してとった態度が間違っていたことを謝罪すべきだ。

【「心の会の碑」（仮称）建立】

山本玉樹・代表　宮澤弘幸は札幌農学校の真理に拠って立つ自修心を貫いた生涯だった。この宮澤弘幸を顕彰するために、昨日の市民集会に提案し全員一致で「心の会の碑」(仮称)建立の方針が採択された。以下、全文を読み上げる（7ページに全文)。北海道大学としてこれを受け止め、敷地の提供などよろしくお願いしたい。

副学長　われわれも「宮澤賞」創設の前に建碑も考えた。そのうえで、宮澤賞が最善と考えた。毎年の授与にあたり、宮澤事件について直接学生に語り贈るからだ。(会がいう) 外国人教師官舎跡地は大学本部の管理地ではなく、別の部門が管理している。

山野井　碑は、北大ＯＢ，市民等に全国的に広く呼びかけて建立する。戦争に反対し宮澤・レーン事件を忘れない運動として継続し受け継いでいく碑にしていく。北海道大学としてぜひ理解し、協力していただきたい。

****

幹事会からの報告

５月５日、札幌で開いた幹事会で、当面する取組み等について、次の通り決め確認しました。

① 秘密保護法反対運動への取り組み

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相をさらに広め、秘密保護法廃止運動に積極的に参加していくために、本会のホームページとブログを開設します。準備が整い次第、会員のみなさんにお知らせします。

② 花伝社出版計画

本会発行の４種類のパンフレットをまとめて出版する方向で、出版社・花伝社と準備を進めています。花伝社は、秘密保護法反対運動に役立つ決定版にすることを前提にして、内容は、事件の全貌＋資料編、A5 判上製、300～350 ページ、本体 2500 円程度。初版 1500 部の予定。秋までには発行できると思いますので、その際は会員のみなさんのご協力をお願いします。

③ 用語の統一について

「秘密法に反対する全国ネットワーク」等との団体との交流が広がり、発信の質・量が増え、他団体が本会を紹介するケースが増えてくるので、本会に関する用語を以下のように統一して発信します。

（ ）内は「 」をつける場合。

【会の名称略称】

真相を広める会（「真相を広める会」）

【事件名】

宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」
（「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」）

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件
（「宮澤・レーン『スパイ冤罪事件』」）

④ 会員と会計報告（2014. 4. 30 現在）

・会員総数＝282 人（死亡 1 人、退会 1 人を除く）

・会計報告

収入　会費＝828,340 円、カンパ＝1,561,326 円、パンフ販売収入＝580,860 円、その他＝53,000 円
収入計＝3,023,526 円

支出　会場費・会議費・旅費交通費＝635,186 円、郵送費・パンフ発行費・雑費＝1,778,368 円
支出計＝2,413,554
差引収支残＝609,972 円

（事務局長・福島　清）

「宮澤賞」に関する北海道大学の提案文書

５月７日に行われた北海道大学との交渉の席上、秋間美江子さんと本会は、北大が宮澤事件は冤罪であることを公式に認めたため、提案を了承した。

平成26年2月18日

北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の
真相を広める会
代表　山野井孝有殿
代表　山本　玉樹殿

国立大学法人北海道大学総長
山口　佳三

秋間美江子様への文書送付について

秋間美江子様へ別紙のとおり文書を送付いたしましたので、ご参考まで、貴会にもお知らせいたします。

平成26年2月18日

秋間美江子様

国立大学法人北海道大学総長
山口　佳三

拝啓 向春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨年、本学理事の三上及び助教の井上が貴殿を訪問いたしました際には、格別のご厚誼にあずかり、厚くお礼申し上げます。

さて、宮澤弘幸氏に関する新たな資料が見つかり、当時の手続きが明らかになりましたことについては、貴殿にご理解いただけたとの報告を三上から受けております。その際、宮澤氏に関する歴史的な出来事を、北大としても風化させることなく、後世に語り継いでいくことをご説明し、ご了解いただいたことについては、当方といたしましても感謝申し上げます。

現在、北海道大学では、新たに発見された資料に基づく報告書を、北海道大学大学文書館年報に掲載すべく、今年3月末日の刊行を目指して井上が執筆を進めております。報告書を刊行いたしましたら貴殿にお届けいたします。

また、北海道大学では、12年後の2026年に創基150周年を迎えることとなりますが、その記念事業で北大の150年史を振り返る際にも、宮澤氏のことについて北大の歴史の中に位置づけたいと考えております。

なお、北海道大学総合博物館では、貴殿もご覧になられたかもしれませんが、一階の北大の歴史を紹介するコーナーにおいて、「宮沢・レーン事件」のパネルを常設展示し、総合博物館を訪れる多くの方々にご覧いただいております。

このほか、一般の方々にもご利用いただけるレストランなどがある百年記念会館のロビーには、北海道大学の100年の歩みを紹介する展示をしておりますが、あらたに宮澤氏に関する展示を企画して、多くの皆様にご覧いただきたいと考えております。

貴殿から寄贈いただきました宮澤氏のアルバムを保管しております大学文書館については、現在は附属図書館の建物の中にありますが、将来は独立した建物に移って、独自の展示スペースを設ける計画となっておりますので、大学文書館が独立した建物に移った際には、宮澤氏のアルバムなどご寄贈いただいた貴重な資料を展示したいと考えております。北海道大学では、このような展示によっても、宮澤氏に関する歴史的な出来事を風化させることなく、後世に伝えていく所存です。

最後になりますが、本学では、英語教育に貢献されたレーン先生の功績を記念して、英語の成績が優秀で、国際親善の精神にふさわしい学生に対して「北海道大学レーン記念賞」を授与して、学生が国際性を身につけることを奨励しております。このことから、英語以外の語学においても、優秀な成績を修め、国際親善の精神にふさわしい学生に対して、その勉学の意欲を向上させるための賞を創設することといたしました。北海道大学といたしましては、宮澤氏が優れた語学力と国際親善の精神を備えた学生であったことを記念し、現在の学生たちにも宮澤氏のような優れた資質を身につけて、国際的に活躍できる人材となることを期待して、創設する賞に宮澤弘幸氏のお名前を冠したいと考えております。

つきましては、学生表彰に宮澤氏の名前を冠することについて、貴殿のご了承をいただきたく、略儀ながら書中をもちましてお願い申し上げる次第です。貴殿のご了承をいただけましたら、創設する賞を「北海道大学宮澤記念賞(仮称)」として、学生を表彰したいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。差し支えがある場合は、その旨お知らせいただきますようお願いいたします。

末筆となりましたが、秋間様のますますのご健康をお祈り申し上げます。　敬具

（別紙）

北海道大学が学生に授与する主な表彰・奨励

（表彰名と種類のみ。授与の対象、備考＝略）

○北海道大学レーン記念賞	学業成績表彰
○財団法人北海道クラーク記念財団・クラーク賞	学業成績表彰
○北大えるむ賞	課外活動表彰
○北大ペンハロー賞	課外活動表彰
○北海道大学新渡戸賞	学業奨励
○北海道大学鈴木章科学奨励賞―自然科学実験―	学業奨励
○北海道大学大塚賞	研究奨励
○北海道大学宮澤記念賞（仮称）	**学業成績表彰**

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」のような出来事を二度と起こさせないために－

「心の会の碑」(仮称)建立にご協力を

呼びかけ人＝丹保憲仁（北海道大学元総長）中村睦男（北海道大学元総長）後宮敬爾（札幌北光教会牧師）加藤多一（童話作家）山本玉樹（真相を広める会代表・北大クラーク講座主宰）山野井孝有（真相を広める会代表）

1941 年 12 月 8 日、アジア・太平洋戦争開戦の日、北海道大学工学部 2 年生宮澤弘幸さんは、アメリカ人教師レーン先生御夫妻と共に軍機保護法違反すなわちスパイ容疑で検挙され、その後 3 人とも懲役 15 年などの重い刑を科せられました。根室の海軍飛行場のことなどは誰もが知っている事実であるにもかかわらず、「軍機」を「探知」し「漏泄」したからというのです。いわゆる「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」であり、他に北大助手ら 3 名の者も前後して検挙され有罪とされました。

レーン先生御夫妻は収監後 1943 年に日米交換船で送還、戦後 1951 年北大に復帰して多くの学生に平和への願いを伝え、札幌の地で亡くなりました。北大生のみならず他大学の学生や多くの市民たちが、レーン先生御夫妻の温かい人柄と無私の施しに大きな感銘を受けたのでした。一方宮澤さんは、恐らくは拷問と脅迫の中、北大生としての誇りを胸にスパイの容疑を否認しつづけましたが、やむなく退学に追い込まれ学問研究の途を閉ざされてしまいました。敗戦後 1945 年 10 月に釈放されたものの、過酷な拘禁がもとで衰弱、病身となり、1947 年に 27 歳の若さで亡くなりました。アメリカ在住の実妹秋間美江子さんは兄の名誉回復を強く望んでいます。

戦中戦後に、北大で教鞭をとったレーン先生、ヘッカー先生、太黒マチルド先生、マライーニ先生ら外国人教師を中心に、多くの学生たちが彼らのもとに集りました。その集りは「ソシエテ・デュ・クール（心の会）」とよばれました。彼等は国籍や立場の違いを超え、深い信頼と友情に包まれ、何よりも学問の真理と平和を大切にしました。日米開戦に踏み切った政府は、自由な精神と人間性にあふれたこの集まりを恐れたのです。

ここには、札幌農学校以来の教育思想である真理に倚って立つ自主独立の自修心が息づいていました。この精神こそ、クラーク先生から内村鑑三・新渡戸稲造・宮部金吾らへ、そして多くの卒業生へと誇り高く受け継がれてきたものであり、人間性を否定する戦争を根底において拒否する思想でした。

私たちは北大構内の外国人教師官舎があった林の一隅に「心の会の碑」（仮称）を建て、「スパイ冤罪事件」の犠牲者の名誉を回復し、レーン先生をはじめとする外国人教師と宮澤さんらの非戦・平和の営みを顕彰したいと考えています。それこそが、再びあの痛ましい事件を引き起こさせない誓いのシンボルとなるものだと考えます。

今私たちは「心の会の碑」（仮称）建立期成会の結成を準備しています。北大当局との交渉を進め碑建立の条件が整った時点で期成会を発足させ、同窓会など関係者はもちろん、平和を願う多くの方々に、広く碑建立へのご理解とご協力をお願いする予定です。皆様のご賛同を心よりお願い申し上げます。

２０１４年５月６日

連絡先　北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

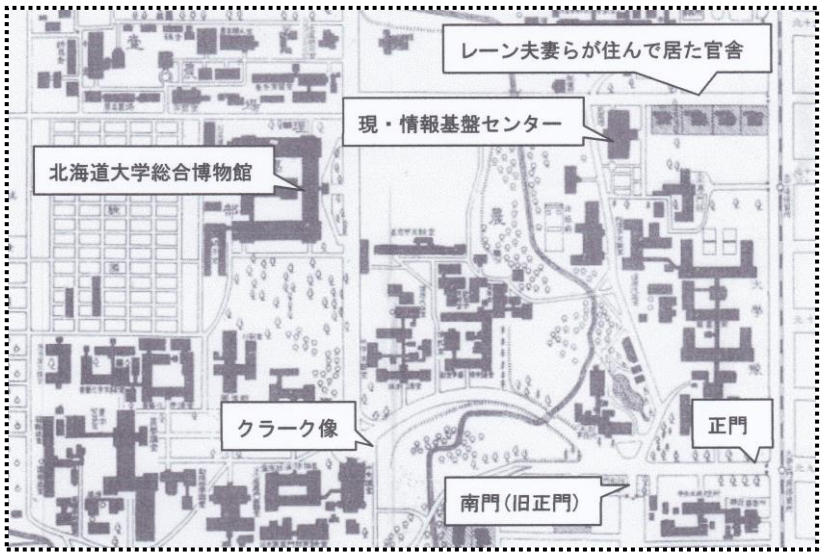

左＝1939（昭和 14）年当時の北海道帝国大学構内地図から
上＝雪に覆われた現在。建物は撤去され、木々が茂っている

北海道大学は宮澤弘幸の名誉を回復せよ

「秘密保護法廃棄と宮澤弘幸の名誉回復を求める市民の集い」アピール

秘密保護法を強行可決させ、今また集団的自衛権行使へ狂奔する安倍内閣に対する怒りの行動が、全国各地で自覚的・自主的に、かつ急速に高まっている。

今日の集いに結集した一同は、「2.22 宮澤弘幸追悼･顕彰のつどい」で確認されたアピールを再確認し、北海道大学に対して、宮澤弘幸にかかる無責任処置への謝罪と名誉回復・顕彰を明確にするよう求めるものである。

73 年前、「スパイ冤罪」(軍機保護法違反)で懲役 15 年を科され、27 歳で命絶たれた北海道帝国大学生・宮澤弘幸の学舎・北大に結集した一同は、冤罪を闘いぬいた生涯を追悼・顕彰するとともに、すべての国民に向け「スパイ冤罪」の悪夢再来を断ち秘密保護法の施行を阻止し廃止させるために立ち上がることを訴える。

秘密保護法は、国民主権の憲法精神に反し、疑われただけで当事者が家族ともども「国賊風評」にさらされる残虐性を帯びている。現に宮澤弘幸の妹・秋間美江子さん(87 歳)は、1980 年代の「国家秘密法」阻止で立ち上がるまでは「スパイの家族」とされ、息を潜めて生活していた。しかし悪夢再来の危機に際し「スパイとその家族の苦しみを繰り返さないで」と秘密法阻止を訴え続けている。

昨年 1 月、秋間さんの思いを共有する有志が「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」を結成し、北大への要請行動を起こすと同時に「軍機保護法」の再来である「秘密保護法」阻止に行動を起こした。法案は暴走・安倍内閣の与党である自民・公明によって強行可決されたが、廃止を求める運動は、日に日に高まっている。悪夢法の施行を許してはならない。必ず廃止させよう。

ここに「秘密保護法廃棄と宮澤弘幸の名誉回復を求める市民の集い」に結集した一同は宮澤弘幸の無念を引き継ぐ秋間美江子さん同席のもと、秘密保護法廃止を求める全国の人々と共に「真相を広める会」が提起している以下の行動を支持する。

第１、秘密保護法を廃止させるまで行動を継続する。「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相を徹底して広め、悪夢再来阻止につなげる。宮澤弘幸らが一斉検挙された 12 月 8 日には札幌・北大で、命日の 2 月 22 日には東京・新宿の常圓寺で集会と行動を継続する。

第２、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」に際して北大当局がとった学問の府、教育の府、クラーク精神に基づく建学の精神にもとる処置を糾弾しその責任を追及し当事者への謝罪を求める。

第３、戦前、北海道大学で外国人教師と学生とが交流・研鑽を培った「心の会」の精神を現代に生かし未来に伝えるため、顕彰碑「心の会の碑」(仮称)の建立を期し、広く賛同をもとめる。

２０１４年５月６日

「秘密保護法廃棄と宮澤弘幸の名誉回復を求める５．６集会」参加者一同

社説

レーン・宮沢事件

検証し、語り継がねば

北大生が戦時中、渦中に巻き込まれた「レーン・宮沢事件」は、特定秘密保護法の審議とともに再び歴史の暗部に光を当ててきた。

年内にも施行される同法の乱用を防ぐためにも、事件対応の検証とその公表を強く求めたい。

スパイ冤罪事件として知られる同事件で、スパイの容疑で懲役刑に処された宮沢弘幸さんの名誉回復がようやく緒に就いた。

北大が事件を冤罪と認定し、宮沢さんの名を冠した賞を創設することで遺族と合意したからだ。

一歩前進ではあるが、手放しで喜ぶわけにはいかない。

大学は逮捕後、宮沢さんに支援の手を差し伸べず、退学にした。それを一方的だとする遺族や支援団体の疑問になぜ答えてこなかったのか。今後、誠実な対応が求められる。

人権を侵害され、孤立無援に追い込まれた宮沢さんのような学生を二度と出してはならない。事件の対応に反省点がなかったか。それを明らかにするのが責務だ。

「事件」は太平洋戦争が勃発した1941年12月に起きた。

工学部2年生だった宮沢さんが旅先で知った根室の海軍飛行場などに関する周知の事実を、親交のあった米国人英語教員のレーン夫妻に話したことが問題とされた。

夫妻とともに軍機保護法違反容疑で逮捕され、懲役15年の判決を受け、敗戦後の47年、27歳で衰弱死した。事件は戦後、「見せしめのための弾圧だった」との見方が定着している。

だが、事件の検証に北大は逃げ腰の姿勢を続けてきた。初の本格調査が数年前に行われたことを考えれば、事件そのものを無視してきたとの見方も成り立つ。

宮沢さんの退学願が突然、発見されたのも、あまりに不自然と言わざるを得ない。

冤罪事件の重大性と遺族らの心情を考えれば、大学側の認識の甘さを問われても仕方あるまい。

事件を風化させてはならない。北大は、在学生がスパイに仕立てられた戦時中の過酷な状況を、あらゆる手段を使って学生に伝承していく努力が不可欠だ。

レーン・宮沢事件は、周知の事実であっても「機密」と認定すれば逮捕を可能とする恣意的運用の怖さをみせつけたと言える。

昨年成立した特定秘密保護法も同様だ。運用次第では冤罪を生み、言論弾圧に利用されかねない。

戦前に回帰するような国家統制を回避するには、法の撤廃を粘り強く求めていくべきだ。

2014 年 5 月 11 日　北海道新聞社説